

大分県聴覚障害者センターの指定管理者に係る
外部有識者による評価について

平成27年11月10日
福祉保健部障害福祉課

大分県聴覚障害者センターの指定管理者を任意指定するにあたり、任意指定の相手方から提出のあった資料について、外部有識者による評価を行いましたので、結果をお知らせします。

1 任意指定の相手方

- (1) 名称 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会
- (2) 代表者 理事長 西村 務
- (3) 所在地 大分市大津町1丁目9番5号

2 外部有識者

- 衣笠 一茂 委員 (大分大学教育福祉科学部教授)
- 櫻井 美也子 委員 (税理士)
- 藤波 志郎 委員 (大分県障害者社会参加推進協議会)

3 評価結果

審査基準における評価項目	項目得点
1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること	37.75
(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	(15.50)
(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	(4.00)
(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	(18.25)
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	41.50
(1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果	(21.00)
(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	(10.50)
(3) 危機管理体制、安全管理の適切性	(10.00)
3 事業計画書の内容が、施設に管理に係る経費の縮減が図られるものであること	33.75
(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	(33.75)

4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	83.00
(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	(18.75)
(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	(21.25)
(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	(7.00)
(4) 類似事業及び施設の運営実績	(36.00)
総 得 点	196.00

4 その他外部有識者の意見

- ・学校関係へのアプローチやボランティアの養成など、聴覚障がい者が地域で生活しやすくなるような取組を進めて欲しい。
- ・手話通訳者や要約筆記者の養成が課題であるが、講師の選定を工夫するなどして、専門性の高いボランティアの養成に努めてもらいたい。

5 所管課の意見

聴覚障がい者のニーズに応じたきめ細やかな提供や、ボランティア団体とのネットワークを活かした管理運営を行うことのできる団体は他になく、大分県聴覚障害者協会を指定管理者とすることが適当である。